

ポスター賞表彰規程

第1条 目的

会員による個別ポスター報告の奨励と、優秀な報告を行った会員の顕彰を目的とする。

第2条 表彰の対象

原則として、40歳未満の会員である筆頭報告者が発表する報告を表彰の対象とする。

第3条 審査

企画委員会の下に小委員会としてポスター賞選考委員会（以下「選考委員会」という）を組織し、選考委員が審査して受賞候補を選考し、会長の承認を経て受賞者を決定する。

第4条 選考基準

選考委員会は、下記の項目を選考の基準として審査を行う。

1. 近年中にまとまった調査または分析であり、着眼点がよく、その独創性、萌芽性、将来性のある優れた発表。
2. 聴衆にわかりやすく理解されやすい発表。

第5条 表彰数

表彰数は若干名とする。ただし、選考基準を満たす報告がないと選考委員会が判断した場合など、表彰しないこともある。

第6条 表彰

受賞者には、賞状並びに記念品を授与する。

第7条 改正

この規程の改正は理事会で決定する。

附則

1. この規程に関する細則は別に定める。
2. この規程は2005年7月16日から施行する。

附則

この規程は2013年3月28日から施行する。

附則

この規程は2013年7月28日から施行する。

附則

この規程は2016年3月28日に廃止する。